

第4次福知山市人権施策推進計画

目 次

第1章 策定の趣旨と基本理念

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 計画の位置づけと目標期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 人権課題別計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 基本施策の推進

- 1 人権擁護を図る保護と救済【保護・救済】・・・・・・・・・・ 7
- 2 市民との協働と支援【協働・支援】・・・・・・・・・・ 9
- 3 人権意識の高揚を図る施策の推進【人権教育・啓発】・・・・ 11

第3章 人権施策の総合的な推進

- 人権施策の総合的な体制による推進と点検・評価・・・・・・・・ 13

第1章 策定の趣旨と基本理念

1 策定の趣旨

(1) 国内外の動向

2015（平成27）年の国連総会においてSDGs（持続可能な開発目標）が「誰一人取り残さない」をキーワードに全会一致で採択されました。

SDGsの基本理念には人権尊重が通底しており、17の目標の全てを人権的視点でとらえ、本市の市政を運営することが求められます。

また、国内においては、2016（平成28）年に施行された人権三法（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）に基づいて、地方公共団体が差別解消を推進していくことが責務と謳われています。

さらに、京都府においては、2021（令和3）年3月に「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」を改定し、府行政において人権尊重の重要性を示しています。



SDGsについて

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015（平成27）年の国連サミットで採択され2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。「17の目標」と「169のターゲット（具体目標）」で構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

(2) 福知山市における人権施策の取組

福知山市は、人権尊重のまちづくりを進めることを重要施策として位置付け、2001（平成13）年に「人権教育のための国連10年福知山市行動計画」を策定以降、2016（平成28）年3月に「第3次福知山市人権施策推進計画（いのち輝きゆめプラン）」（以下「推進計画」という。）を策定し、ふるさとに誇りを持ち、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重しながら対話

や交流を深める『共に幸せを生きる』共生社会」実現をめざして各種施策に取り組んできました。

人権問題とは、個人の尊厳を侵す社会的な問題として迅速かつ重点的に取り組まなくてはならない行政課題です。また、人権侵害は命に関わる決して許されない問題であり、問題の解決にあたっては個々の事案から課題を明らかにし、人権尊重の視点で計画的・効果的な施策を推進する必要があります。

本市では、人権問題の解決に向けてさまざまな取組を行ってきましたが、今なお予断や偏見に基づく差別が存在し、新たな人権侵害も起こっています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の価値観や行動様式に大きく影響し、社会のありように大きな変化を与えています。

近年、新型コロナウイルスの感染者やその家族への誹謗中傷及びワクチン未接種者に対する差別、在宅時間の増加に伴う全国的なドメスティック・バイオレンス（DV）の相談件数の増加、人と直接出会い話し合う機会が減り人とのつながりが減少することで人権が損なわれる懸念や、インターネット上の差別書き込みの増大、LGBTQやさまざまなハラスメントの存在等新たな人権問題も起こっている状況にあります。

（3）人権問題に関する意識調査から見えてきた課題

本市では2022（令和4）年に「福知山市人権問題に関する意識調査」（以下「2022年意識調査」という。）を実施し、その結果から以下の点を重要課題として捉えています。

- ① 実際に人権侵害を受けたことがある人は「黙って我慢したり、受け流す」割合が2019（令和元）年に実施した前回意識調査（以下「2019年意識調査」という。）と同様に高い傾向にある。

⇒人権侵害に対して最も緊急度の高い人権施策は、人権侵害を受けた人への保護・救済であり、その入り口となる相談機能の充実が喫緊の課題と言えます。

- ② 差別の原因として、差別される側に原因を求める回答が依然として3割程度ある。

⇒前述の保護・救済の側面に合わせて、市民の人権意識を高め、人権問題に対する正しい理解と認識を広めていく取組が必要となります。その取

組は行政だけで行うのではなく、市民団体などとの協働や活動の支援などさまざまな形で展開し、市全体に広げていくことが重要です。

③ 人権講座等への参加率が2019年意識調査より減少した。

⇒講座等への参加回数が多い人ほど、人権問題を解決しなければならないという意識が高い傾向があり、本市で実際に起こっている人権問題に対応した人権講座を開催するなど、参加率向上や内容の充実に向けてさらなる工夫を凝らした人権教育・啓発の取組が必要です。

(4) 計画の策定について

こうした社会情勢や人権に関わる市民意識を的確に捉え、全ての人の人権が真に尊重された安心して暮らせるまちづくりを推進していくため、本計画を策定するものです。

2 計画の基本理念

本計画は、「福知山市市民憲章」「福知山市自治基本条例」及び「まちづくり構想 福知山」を基本として、「福知山市人権尊重推進条例」に掲げる「全ての市民の人権が等しく尊重された社会を実現する」という目的を達成するため、市民や国及び府などあらゆる関係機関と連携して実施するもので、基本理念は次のとおりです。

人権文化の創造と「共に幸せを生きる」共生社会の実現

人間の存在や命の尊厳を侵すことなく、他者の存在を認めて生きるとともに、一人ひとりが、かけがえのない存在であることを認識し、あらゆる機会にあらゆる方法で実施される人権施策をとおして、人権という普遍的文化の創造と市民が主体となって「共に幸せを生きる」共生社会*の実現に努めます。

*「共に幸せを生きる」共生社会

市民憲章「幸せを生きる」の理念とともに、多様性の尊重、社会的包摂といった考え方を基本としています。この考え方に基づいて、福知山市は、多様性や違いを認め合い、障害の有無、年齢、性別、出身、国籍などによって排除されることなく、誰一人取り残さない、誰もが社会の一員として尊重され、誰にとっても訪れやすく暮らしやすい安全、安心な人権尊重のまちづくりをめざしています。

3 基本施策

基本理念の具現化に向けて、3つの基本施策を定め、人権問題の解決に向けたさまざまな取組の方向性を示します。

- (1) 人権擁護を図る保護と救済【保護・救済】
- (2) 市民との協働と支援【協働・支援】
- (3) 人権意識の高揚【人権教育・啓発】

4 計画の位置づけと目標期間

本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定を踏まえ、本市における人権施策を推進していくため必要な事項を定めるもので、基本理念・基本施策で構成することで、長期的視点で人権行政の指針を示します。

本計画の目標期間は、2023（令和5）年度から2032（令和14）年度までの10年間とし、社会情勢の変化、市民ニーズの変化に対応するため、推進状況及び成果を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

5 人権課題別計画の策定

本計画の基本理念の具現化に向けて、人権尊重にかかるさまざまな施策を総合的かつ効果的に推進するためには、同和問題（部落差別）や女性、子ども、高齢者、障害のある人など、それぞれの人権問題に関わって、さまざまな課題の解決に向けた取組が必要となります。

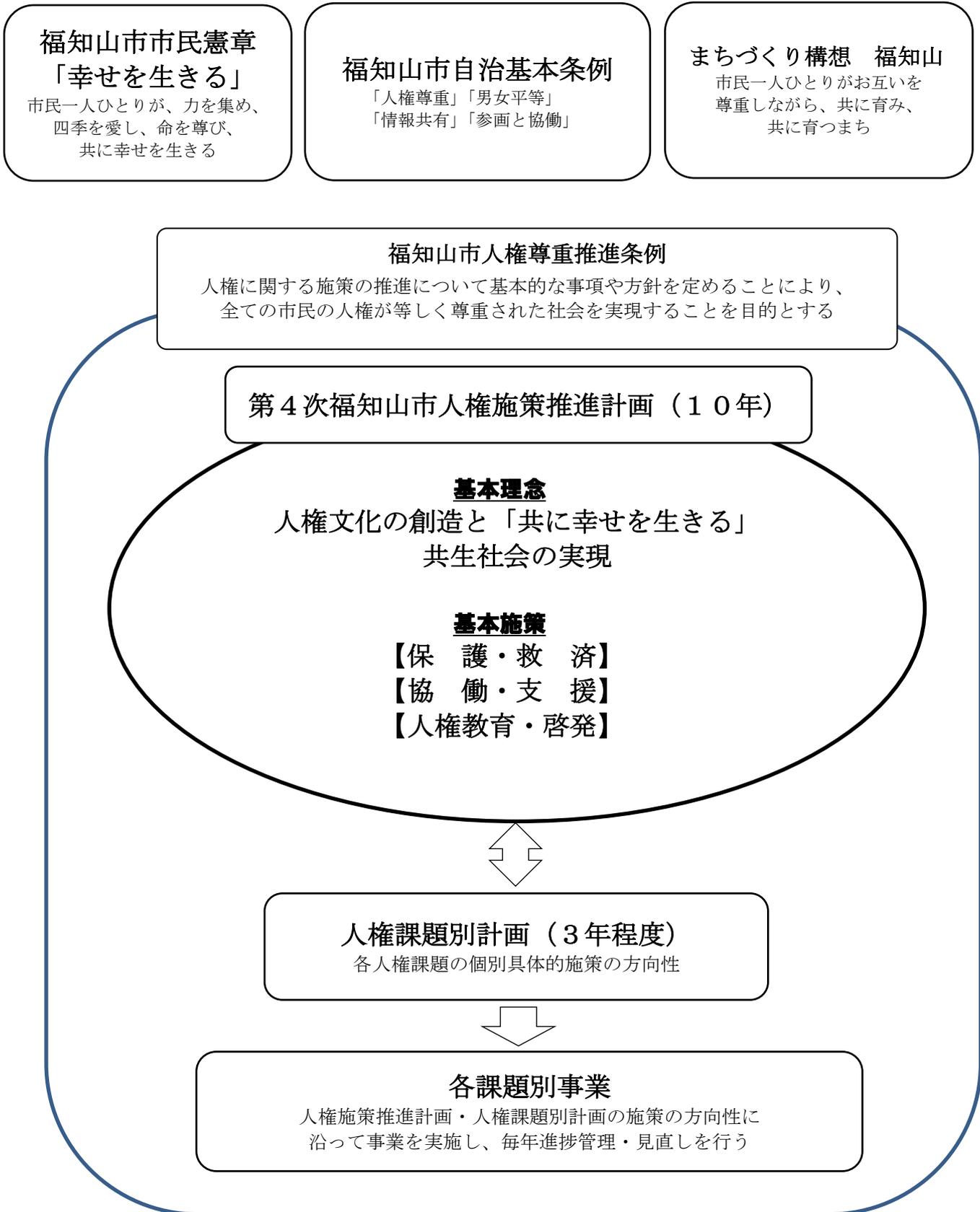
そのため、それぞれの人権問題へ対応するために、本計画と合わせて「福知山市人権課題別計画」（以下「人権課題別計画」という。）を策定します。

人権課題別計画では、変化する社会情勢を的確に捉えて柔軟に対応するため、短期的な視点で課題別の施策の方向性を示し、必要に応じて見直しを行うものとし、施策の方向性に沿って事業を実施します。

【人権課題別計画に定める主な人権課題】

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 同和問題（部落差別） | (6) 外国籍の人の人権問題 |
| (2) 女性の人権問題 | (7) 感染症患者などの人権問題 |
| (3) 子どもの人権問題 | (8) 情報化社会の人権問題 |
| (4) 高齢者の人権問題 | (9) 性的マイノリティの人権問題 |
| (5) 障害のある人の人権問題 | (10) さまざまな人権問題 |

■福知山市人権施策推進計画のイメージ図



第2章 基本施策の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等により、社会情勢が激しく変化しており、新たな人権侵害事案が発生することが懸念されます。

また、意識調査の結果から見ても、今なお旧来の意識が払拭されず差別がなくなるには至っていません。

このため、まず人権侵害への直接的な対応である人権の保護・救済を最優先に取り組んでいきます。

さらに、あらゆる人権問題に対応していくために、行政だけでなく市民との協働・支援や関係機関との連携を進めていきます。

そして、本市の実態に合わせた人権問題に対応する人権教育・啓発を充実、発展させます。

こうした考えのもと、「保護・救済」「協働・支援」「人権教育・啓発」の3つを基本施策とし、「気づき・考え・行動する」視点で以下のとおり推進していきます。

1 人権擁護を図る保護と救済【保護・救済】

保護と救済を図る施策の推進と人権相談ネットワークの構築

人権施策を推進する上では、日常生活の中で直面する人権侵害に対して、迅速かつ実効的な「保護・救済」に取り組む必要があります。

これまでから、人権侵害を受けた人が安心して暮らしていけることと、自立につなげるために人権相談などさまざまな取組を行ってきました。

しかし、2022年意識調査の結果では、各人権相談窓口の利用者が3%未満であり、市民の間に浸透していると言える状況にはなく、相談窓口の認知度とあわせて2019年意識調査よりも減少している状況にあります。

また、複雑多様化する相談内容に的確に対応するために、本市の人権相談に係る体制を充実するとともに、相談窓口の広報・PRを図っていく必要があります。

本市の取組に加え、人権侵害による被害者を迅速に救済する機関の設置や法制度の整備について、国・府などに対する要請を継続して行っていきます。

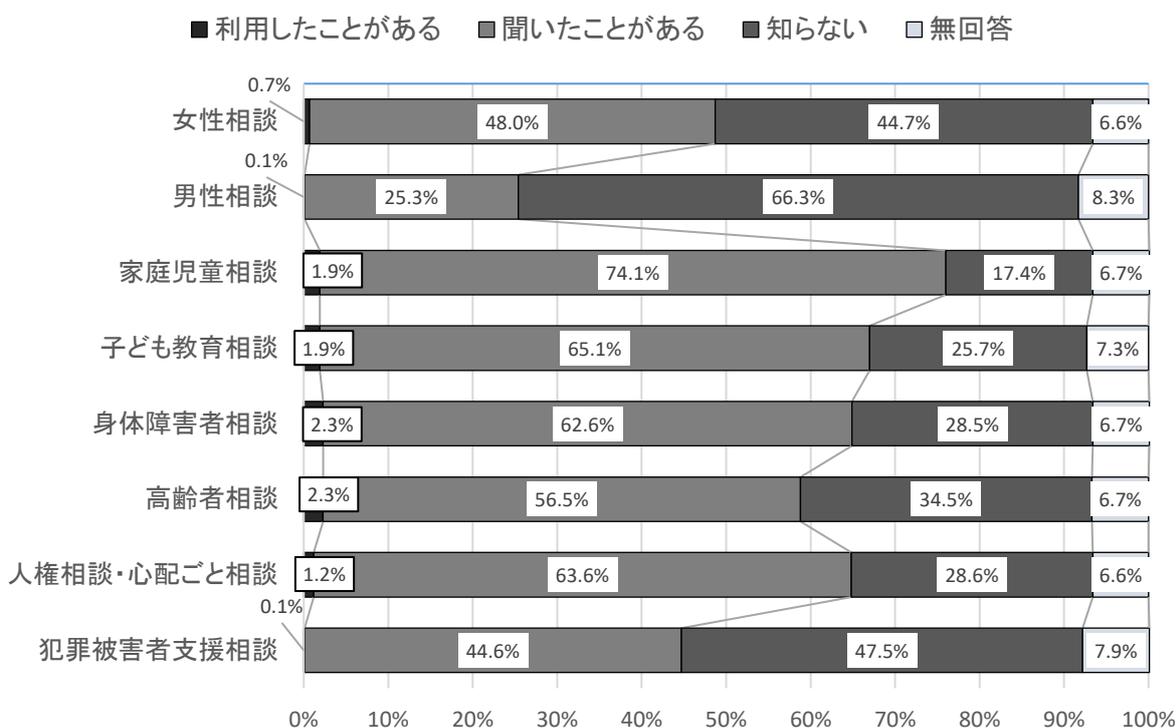
【現状と課題】

- 複雑多様化する人権問題への対応
- 人権侵害を受けた被害者への対応
- 人権侵害が起こった際の相談窓口等についての市民への啓発不足
- 各人権課題に対応する法的知識や外国語等の専門的知識の必要性

【施策の方向】

- 複雑多様化する人権侵害を見逃さず防止する体制の確立
- 安心して話し合える風土づくりの推進
- 人権侵害を受けた被害者の相談・救済・支援体制の充実と安全確保やその後の生活支援などの対応・内容の充実
- 人権侵害に対する関係機関、市民団体などとの連携強化等「保護・救済プログラム」の一層の充実
- 各相談窓口の広報・PRをはじめ、人権課題に対応する担当部署間の連携強化
- 人権課題別の専門相談の充実

■相談窓口の認知度(2022年意識調査)



2 市民との協働と支援【協働・支援】

市民参加・市民参画・各種団体との協働と支援の推進

人権尊重のまちづくりを推進するには、市民、NPO、企業などとの協働により総合的かつ効果的に取り組んでいく必要があります。

本市では、地域主催で実施される人権講演会や人権推進施設での人権相談など、地域における人権に係る活動に多くの市民の参加を得ながら取り組んでいます。

2022年意識調査からは、人権問題についての理解や認識を深める上で、住んでいる地域での研修会、講演会、人権啓発イベントが効果的であるとの回答が26.6%、勤務先や業界団体による研修会、講演会という回答が28.8%となっています。

この数値は、2019年意識調査からは減少していますが、今後、市民との協働による研修会等の実施を推進していくことで、多くの市民が人権問題に対して「気づき・考え・行動する」ことにつながっていきます。

また、同調査において、人権侵害を受けたと思ったときにNPOや民間・関係団体に相談するとの回答が5.0%に留まっている状況から今後、人権侵害の発見や解決について、行政のみでなく、市民、NPO、企業、各種団体などとの連携・協力の充実が必要となるため、交流の機会を増やすことで相互に信頼関係を構築するとともに連携を強化し、それぞれの活動のさらなる活性化をめざします。

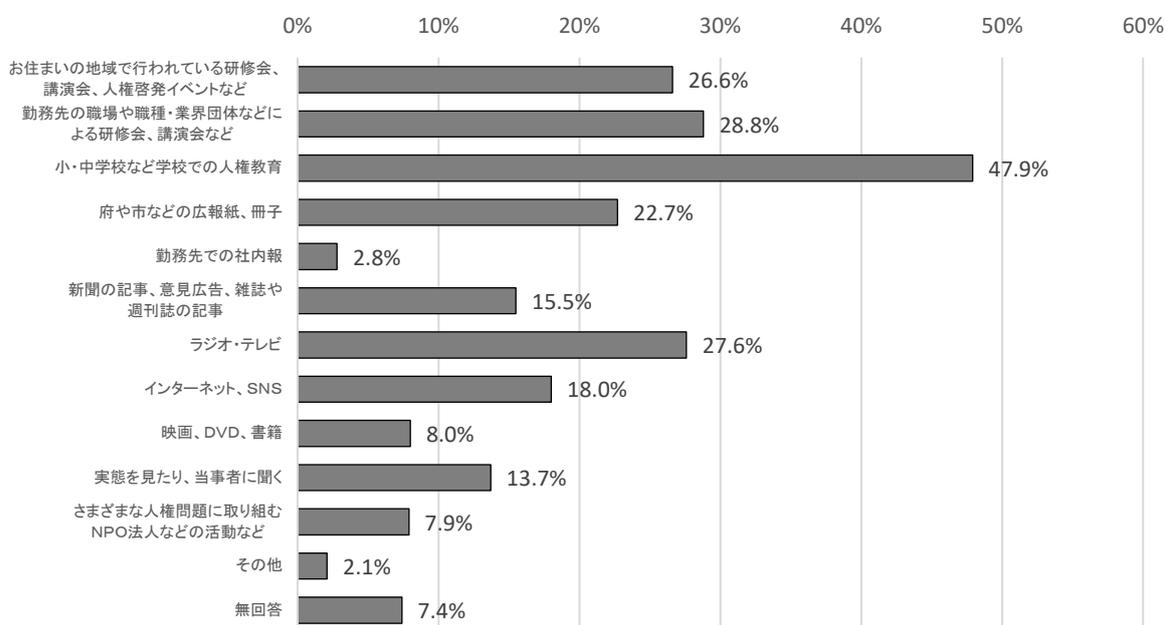
【現状と課題】

- 人権施策への市民意見の反映
- 市民団体等の自主的・主体的な活動
- 本市が行うさまざまな人権施策に対する市民の参加及び参画
- 地域における人々のふれあい・交流の機会

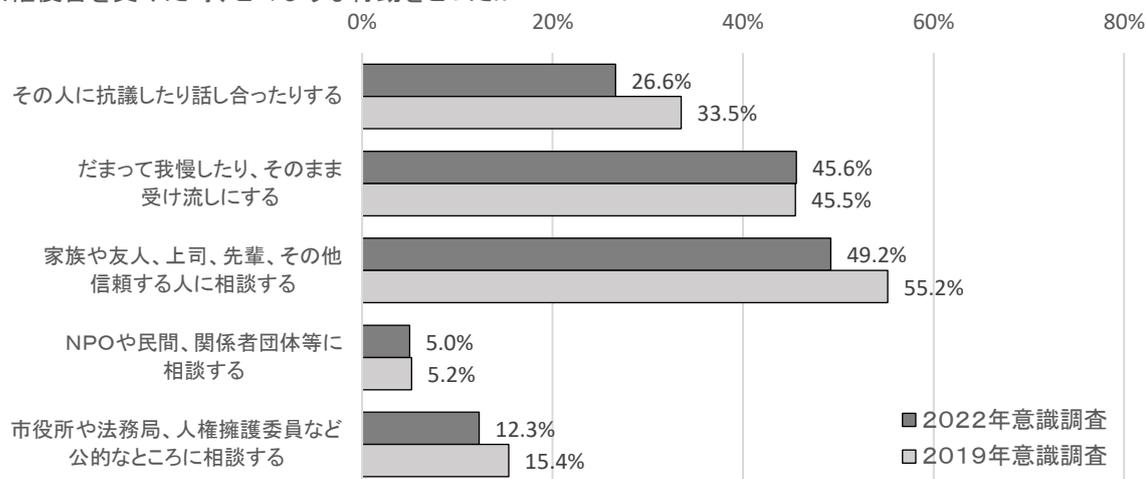
【施策の方向】

- 人にいちばん近いまちづくり事業など、人権施策の計画段階からの市民や市民団体の参加・参画促進
- 人権侵害を受けた当事者からの意見を踏まえた事業の検討
- 社会教育関係団体、市民団体、人権学習サークルなどとの連携の強化
- 人権を尊重した地域づくりの推進と人権推進施設の事業の充実
- 人権侵害や虐待被害の防止などに対して、NPO・市民団体が行う自主的な活動や企業・事業主の取組との協働及び情報提供等の支援

■人権問題についての理解や認識を深めるために役立つこと(2022年意識調査)



■人権侵害を受けた時、どのような行動をとったか



3 人権意識の高揚を図る施策の推進【人権教育・啓発】

人権教育・啓発の推進

近年、インターネット社会の広がりやSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の普及により、人間関係が変化していく中、お互いがつながり合える人権尊重のまちづくりに取り組んで行く必要があります。

本市ではこれまで、人権講座をはじめ、人権について学び考える機会づくりを進めてきました。

しかし、2022年意識調査では、2016（平成28）年に施行された人権三法について、内容を知っているとの回答が10%に満たない状況にあることや、ここ2～3年のうち人権講座等に参加していないとの回答が69.9%と、いずれの結果も2019年意識調査より減少している状況にあります。

そこで、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響や社会情勢の変化などから見えた課題を踏まえて、さまざまな啓発手法を検討するなど、多くの人が人権講座等に参加できるような取組を進め、さまざまな人権問題についての正しい知識・情報が得られる機会を幅広く提供し、人権意識の向上を図ります。

また、「人権教育・啓発」の推進を図るため、全ての人々の自立及び自己実現と豊かな人間関係づくりをめざすとともに、あらゆる差別を許さず見逃さない豊かな人権感覚をもった人材の育成や、人権問題に関する深い認識と実践力を身につけた指導者の育成をめざします。

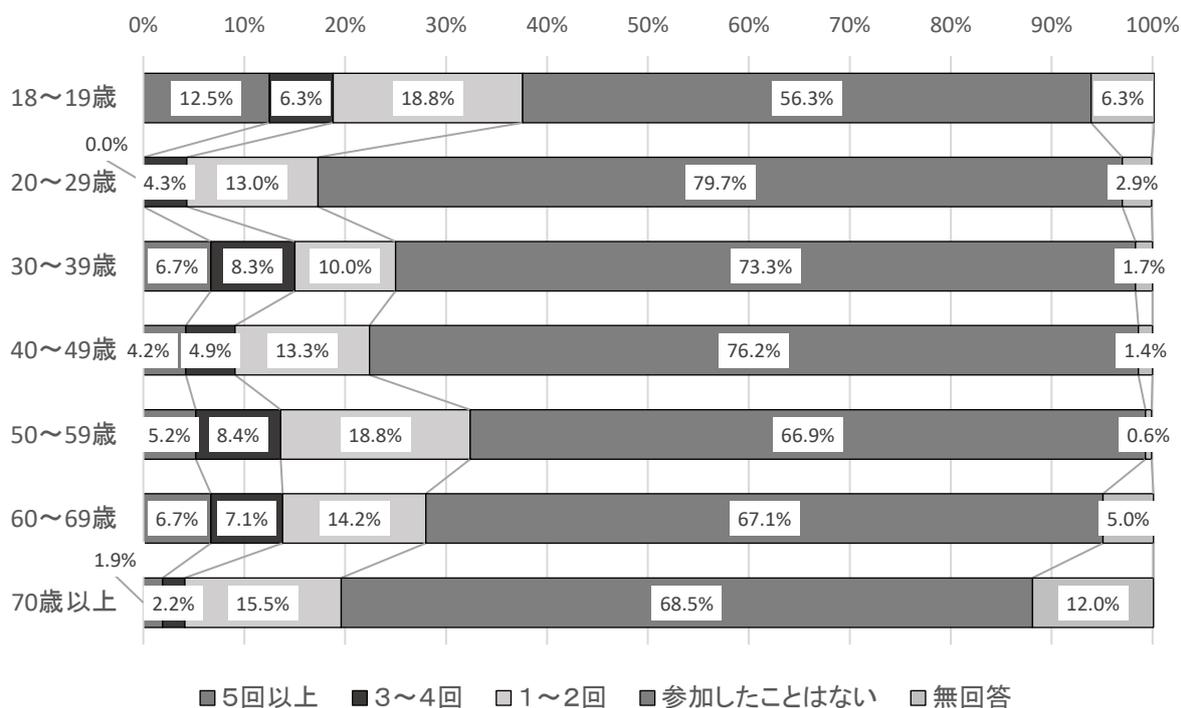
【現状と課題】

- 市民、企業、団体やあらゆる世代への人権意識の向上
- 人権教育・啓発活動の企画・調整ができる指導者となる人材育成
- ヤングケアラーなどの社会問題やインターネット上の差別的な書き込みの増加など、新たに浮かび上がってきたさまざまな人権問題への理解
- ハラスメントのない職場の環境づくりや、公正採用など職場の人権尊重意識の向上
- 変化する市民意識や人権状況の迅速な把握

【施策の方向】

- 子どもから大人までのあらゆる世代、個人・団体等に向けた人権教育・啓発の推進
- 人権教育・啓発活動に取り組む意欲と熱意、実践力をもった人権教育・啓発リーダーの育成
- 地域の実情に応じた情報及び学習機会の提供や、受講者が安心して語れる場づくり
- 一人ひとりの人権尊重につなげる個人情報保護の取組強化
- 地域との共生など、地域連携の取組強化
- 実態把握と調査内容の分析、市民団体や大学などの諸機関との連携
- 先進的な取組の情報収集や調査による新たな教育・啓発の実施

■ここ2～3年のうち、人権講座等に参加した割合(年代別)(2022年意識調査)



第3章 人権施策の総合的な推進

人権施策の総合的な体制による推進と点検・評価

本市の市政運営に関わり、人権施策の具体的な取組をそれぞれの部署において行っていますが、施策を総合的かつ効果的に推進するためには、部署間の連携・調整をより充実させる必要があります。

また、市全体の取組とするためには市民との協働が不可欠であり、家庭、職場、地域などのあらゆる場面で常日頃から安心して話し合い「気づき・考え・行動する」風土づくりが重要となります。

計画の推進にあたっては、各事業を点検・評価・改善していくことで、進行管理と見直しを行い、その時々々の社会情勢に対応した取組を推進していく必要があります。

そのことを踏まえ、総合的に人権施策を推進するとともに実施事業の点検・評価を行います。

1 庁内における推進体制

人権施策を推進するために「福知山市人権施策推進本部」を中心に庁内関係部署との連携を緊密にした総合的な取組を進めます。

2 市民との協働、関係機関・団体との連携による施策の推進

市民団体との連携をはじめ、国・府・他の市町村との情報収集・連携を密にし、総合的な体制による人権施策の推進を図ります。

3 進行管理及び見直し

本市では、人権施策の実施状況についての調査と集約を行っていますが、効果的に施策を推進するためには、しっかりとした点検・評価が必要です。

今後も、人権課題別計画で示す施策の実施状況や進捗状況の点検・評価を「福知山市人権施策推進本部」で行うとともに、「福知山市人権問題協議会」に報告、助言を求めることにより、一層効果的な取組を推進します。